

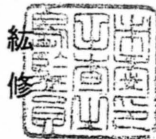
島田市監査委員告示第 3 号

平成 17 年 10 月 31 日付をもって請求のあった住民監査請求について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 242 条第 4 項の規定に基づき監査を行ったので、同条同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 17 年 12 月 27 日

島田市監査委員 渡邊

島田市監査委員 坂下



請求人

島田市船木 1882 番地の 16 小野得子 様

島田市監査委員 渡邊 紘
島田市監査委員 坂下 修

住民監査請求に基づく監査結果について（通知）

平成 17 年 10 月 31 日付けで提出のあった住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

島田市船木 1882 番地の 16 小野得子

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成 17 年 10 月 31 日である。

3 請求の内容

請求人提出の「旧島田市議会の会派「新生しまだ」の政務調査費不当支出に対する住民監査請求書」によると、主張事実の要旨及び措置要求は次のとおりである。

(1) 主張事実（要旨）

- ア 旧島田市議会の会派「新生しまだ」は、平成 15 年度分では、平成 16 年 2 月 2 日から 2 月 4 日に岡山県成羽町、徳島県上勝町へ会派の視察に行っている。その経費は 541,371 円となっているが、この視察に関しては 493,995 円の領収書しか添付されていない。領収書が不備であるものは政務調査費を支払う理由がない。
- イ 同平成 15 年度分で、資料購入費として添付されている領収書（金額 3,000 円）に、年月日のうち「日」が記載されていないものがある。受取人の住所も記載されていない。領収書が不備であり支払う理由がない。
- ウ 同平成 15 年度分で、軽油購入費領収書 2,866 円が添付されているが、会派代表の大池幸男議員の個人カードで購入したようである。視察に必要な量以上に軽油を購入し、残りは個人のものになったと思われる。したがって必要量以外は請求の根拠がない。

エ 同平成 15 年度分で、文具の購入の請求書と領収書（14,000 円）があるが、ともに年月日が書かれていない。領収書が不備であり支払う理由がない。

オ 平成 16 年度分で、8 月 24 日から 8 月 26 日に岩手県北上市、花巻市に会派の視察に行っている。その経費は 478,362 円となっている。この視察に関して領収書は 436,372 円しか添付されていない。領収書が不備であるものは支払う理由がない。

カ また、この視察に関して、島田市の有限会社〇の請求書では 7 名分が記載されている。「新生しまだ」は出張命令兼支出伝票によると 6 名が出かけたことになっている。1 名分多いのは不正請求ではないか。どのような経緯で 1 名多い請求書が出されているのか、どのような損害が発生したのか究明されたい。

(2) 措置要求

以上のことから、島田市長に対して、「新生しまだ」が市に与えた損害を賠償する措置を勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件監査請求は、法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 17 年 11 月 1 日付けでこれを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容、陳述、提出された証拠書類及び請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

本件住民監査請求書の提出は平成 17 年 10 月 31 日であり、本件請求の各主張事実は、平成 15 年度及び平成 16 年度における政務調査費に関するものである。

法第 242 条第 2 項の規定によると、住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは請求することができない」とされている。本件請求の主張事実について住民が知ることができると解される時点は、政務調査費収支報告書が会派又は議員から議長に提出された時点であり、「行為のあった日又は終わった日」はその時点と判断される。平成 15 年度の収支報告書の提出日は平成 16 年 3 月 31 日、平成 16 年度の収支報告書の提出日は平成 17 年 3 月 31 日となっている。

したがって、主張事実ア、イ、ウ及びエについては、既に請求の期限を過ぎているため監査対象から除外し、請求の期限を過ぎしていない主張事実オ及びカを監査対象とした。

2 監査対象部局及び事情聴取した関係職員

島田市議会事務局を監査対象部局とし、関係書類を調査したほか、平成 17 年 11 月 15 日に議会事務局長、事務局主事から事情聴取を行った。

3 関係人調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 17 年 11 月 15 日に旧島田市議会会派「新生しまだ」代表大池幸男議員から事情聴取を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 17 年 11 月 21 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人からは、関係する新聞記事の写しの提出があった。

第3 監査の結果

本件請求についての監査結果は、合議により次のとおり決定した。

本件請求については、請求人が主張する違法不当な支出があったとは認められず、請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 政務調査費について

政務調査費の交付制度は、法第 100 条第 13 項及び第 14 項の規定に基づき、平成 13 年 4 月 1 日施行された「島田市議会政務調査費の交付に関する条例」（以下「条例」という。）により、島田市議会議員の市政の調査研究に資するため必要な経費の一部を議会における会派又は会派に属していない議員に交付されている。

(2) 政務調査費の使途基準について

政務調査費の使途基準については、条例第 6 条及び平成 13 年 4 月 1 日施行された「島田市議会政務調査費の交付に関する規則」（以下「規則」という。）第 6 条において、会派又は会派に属していない議員に係る政務調査費の使途基準が規定されており、会派に係る政務調査費の使途基準は別表に次のとおり規定されている。

別表第 1（第 6 条関係）

項目	内容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費（会場借上料、講師謝金、研修会負担金、旅費、自動車借上料等）
調査旅費	会派の行う調査研究のために必要な先進地の調査又は現地調査に要する経費（旅費、自動車借上料等）
資料作成費	会派の行う調査研究のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費、翻訳料等）
資料購入費	会派の行う調査研究のために必要な図書、雑誌等の購入に要する経費

広報費	会派の調査研究、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広告宣伝をするために要する経費（印刷製本費、郵便料、会場借上料等）
広聴費	会派が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望並びに意見を聴取するための会議等に要する経費（会場借上料、印刷製本費等）
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究に必要な経費（文具費、調査委託料、臨時雇い賃金等）

(3) 視察に係る経費の支出と収支報告について

監査の結果、岩手県北上市、花巻市への視察に係る経費の支出について、「新生しまだ」から市議会議長に提出された視察報告書並びに政務調査費収支報告書及び添付されていた領収書等により、次の事項を確認した。

ア 平成 16 年 8 月 24 日から 8 月 26 日に岩手県北上市、花巻市へ「新生しまだ」6 名が行政視察を行った。

イ この視察に係る経費は 478,362 円であったと政務調査費収支報告書に記載されており、収支報告書に添付されていた領収書等は次のとおりである。

旅費（交通費・日当・宿泊料）71,040 円×6 名	426,240 円
軽油	3,112 円
レンタカー料金（追加料金）	7,020 円
合計	436,372 円

収支報告書に記載されている視察に要した経費は 478,362 円であり、収支報告書に添付されている領収書等の合計額は 436,372 円である。この差額は 41,990 円である。

2 視察経費についての議会事務局の説明

収支報告書に記載されている視察に係る経費 478,362 円と添付の領収書等で確認できる金額 436,372 円との差額 41,990 円について、議会事務局の説明は次のとおりである。

収支報告書に記載されている視察に係る経費と添付されている領収書等の金額との差額 41,990 円は視察の際に支出されたレンタカー代である。その金額は旅行会社（有限会社〇）へ支払った旅行費用の中に入っており、その金額が分かる明細として、収支報告書に請求書を添付したものである。旅行会社（有限会社〇）に支払った総額の領収書は会派に関する文書フォルダーに入っている。

3 請求人の主張と関係人「新生しまだ」代表大池議員の説明

(1) 主張事実オについて、請求人は、視察に要した経費として報告された金額のうち、領収書の添付されていない金額が 41,990 円あり、領収書が不備であるので支払う理由がないと主張している。

これに対して、関係人は、請求人が指摘している経費はレンタカー代金であり、視察に係る請求書に内訳が記載されており、領収書もどこかにとってあると思うと説明

している。

- (2) 主張事実力について、請求人は、「新生しまだ」は6名の会派であるが、視察に係る請求書では7名分となっており、不正請求ではないかと主張している。

これに対して、関係人は、この視察はもともと「新生しまだ」が計画したものであるが、合併が予定されていた旧金谷町の井出議員が参加したものであり、参加者は合計7名であった。同議員の参加費用については旧金谷町政務調査費の制度を使って本人が負担しているが、旅行会社（有限会社〇）とのやりとりは「新生しまだ」が一括して行っていたために、請求書に7名と記載されているものであると説明している。

4 監査委員の判断

主張事実力に関して、議会事務局が提出した関係資料を調査したところ、視察に係る旅行会社（有限会社〇）の請求書に対応する領収書があることが確認された。請求書の内訳にはレンタカークーポン 41,990 円と記載されていることから、レンタカー代として 41,990 円の支出があったものと判断される。政務調査費収支報告書にその領収書の写しが添付されていないことは、報告書としては不備であったと認められる。

また、主張事実力に関して、請求書に記載されている人数が会派の構成人数6名より1名多いことについては、関係人から説明があった旧金谷町の井出議員の政務調査実施報告書を調査したところ、この視察に同議員が参加したことが確認された。また、同議員の参加費用については旧金谷町政務調査費から支出されていた。旅行会社（有限会社〇）とのやりとりを、もともとこの視察を計画した「新生しまだ」が一括して行っていたために、請求書に7名と記載されたものと判断される。したがって、請求書に7名と記載されていることは、請求人が主張するように不正請求であるとは認められない。

なお、本件請求に関して、市長及び市議会議長に対して次のとおり要望したので申し添える。

政務調査費の使用については、条例及び規則に基づいて、経理責任者によって経理が行われ、使途基準に従って使用され、適切に収支報告が行われるよう要望する。その使用について市民の信頼を損ねることのないよう慎重に取り扱われたい。